

議案第13号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、
規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34
号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第5号中「第2条第
9項」を「第2条第10項」に改め、同条第6号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に
改め、同条第7号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。